

経営と経済 第90巻 第1・2号 抜刷

2010年9月24日発行

長崎大学経済学会

# 資産負債アプローチにおける 株主資本等変動計算書

岡田裕正

# 資産負債アプローチにおける 株主資本等変動計算書

岡 田 裕 正

## Abstract

The purpose of this paper is to clarify the articulation between the balance sheet and the statements of changes in shareholders' equity that is prescribed in the ASBJ's accounting standard No.6 in terms of the Asset-and-Liability View. In order to pursue of this purpose, this paper analyses basic journal under the View and finds that the one side of journal shows increase (decrease) of asset (liability) directly but the other side of journal shows the reason for the change. On the basis of this relationship in the basic journal, this paper finds basic relationship that the reason for net change of net asset in the balance sheet is explained in the statements of changes in shareholders' equity.

**Keywords:** statements of changes in shareholders' equity, balance sheet, articulation, Asset-and-Liability View

## はじめに

株主資本等変動計算書は、2005年12月に、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）が公表した企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（以下、株主資本等変動計算書会計基準）第1項によると、次のように述べられている。

「貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、

株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。」

本稿の目的は、資産負債アプローチの計算構造に基づいて、財務諸表の連携という視点から、株主資本等変動計算書の位置づけを明らかにすることである。岡田(2003)では、資産負債アプローチにおける貸借対照表と損益計算書との連携を、損益計算構造の観点から検討し、貸借対照表で計算された損益の原因を損益計算書が説明する関係になっていることを明らかにした。しかし、現行会計制度においては、貸借対照表と損益計算書と並んで、株主資本等変動計算書やキャッシュフロー計算書も基本財務諸表として位置づけられている。財務諸表の連携という観点から考えたとき、キャッシュフロー計算書や株主持分等変動計算書を、資産負債アプローチの下ではどのように位置づけることができるかを検討することも必要であろう。

財務諸表の連携について、FASB (1985)では次のように述べられている。

「(財務諸表の)構成要素の二つの種類の要素は、(a)資産、負債および持分(純資産)が別の種類の要素によって変動させられ、いつの時点においてもそれら変動の累積的な結果であり、(b)ある資産の増加(減少)は、その他の資産の減少(増加)またはある負債または持分(純資産)の増加(減少)なしに生じることはありえないという形で関連している。これらの関連は時に連携と呼ばれる。(引用冒頭の括弧書きは筆者追加)(FASB(1985) par. 21)

このことから、財務諸表の連携の研究は、計算構造論の立場に立っても、単に貸借対照表と損益計算書との関連だけではなく、貸借対照表を中心として、損益計算書以外の財務諸表との連携を明らかにすることも必要であろう。本稿は、この研究目的のため、以下の順序で議論をすすめる。

まず、会社法や株主資本等変動計算書会計基準に基づいて、株主資本等変動計算書の概要を見る。次に、資産負債アプローチの損益計算構造を確認する。最後に、この計算構造について、それを成立させる仕訳から検討し、この結果に基づいて株主資本等変動計算書を貸借対照表との連携の中で位置づ

けることを試みる<sup>1</sup>。

## 1 株主資本等変動計算書

2005年7月に公布された会社法第435条第2項では、株式会社が作成する計算書類について次のように規定している。

「株式会社は法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。…）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」

これを受けて、会社計算規則第91条第1項では、株主資本等変動計算書について、次のように規定されている。

「法（会社法）第四百三十五条第二項に規定する法務省令で定めるものは、この編（会社法第三編計算関係書類のこ）の規定に従い作成される株主資本等変動計算書及び個別注記表とする。」（括弧書きは筆者追加）

周知のように、会社法制定以前は、商法第281条第1項第4号において「利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」（いわゆる利益処分案または損失処理案）の作成が要求されていた。しかし、「金融商品に係る会計基準」（現在「金融商品に関する会計基準」）に基づくその他有価証券評価差額金および「土地の再評価に関する法律」に基づく土地再評価差額金のように損益計算書に計上されない項目、平成13年の商法改正に基づく自己株式の取得・売却・処分などにより、当時の貸借対照表における「資本の部」の変動要因が増加していることに対応して、「株主資本等変動計算書」が導入されたのである（株主資本等変動計算書会計基準第17項<sup>2</sup>）。他方、会社法におい

1 キャッシュフロー計算書に関する連携についても検討が必要であるが、この点についてはとりあえず岡田（2003a）pp.66-68を参照していただきたい。

2 この導入に伴い、会社法制定以前の個別損益計算書で表示されていた当期末処分利益（当期末処理損失）も、個別株主資本等変動計算書で表示されることになるため、個別損益計算書の末尾は当期純利益（当期純損失）となった（株主資本等変動計算書会計基準第26項）。

ても、剰余金の配当が株主総会または取締役会の決議によって随時可能となり、また計数の変動も随時可能となったため、貸借対照表や損益計算書だけでは、資本金、準備金および剰余金の数値の連続性を把握することが困難となったことも、株主資本等変動計算書の導入の理由である（株主資本等変動計算書会計基準第18項）

このような背景の下で導入された株主資本等変動計算書は、本稿の冒頭で述べたように、株主資本の各項目の変動事由を表示するものである。したがって、その表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示区分に従うものとされている（株主資本等変動計算書会計基準第4項）。また、表示される各項目の前期末残高および当期末残高は、前期および当期の貸借対照表の純資産の部に表示された各項目の期末残高に一致しなければならない（株主資本等変動計算書会計基準第5項）。その様式を示すと図1のようになる。

図1に示すように、貸借対照表の純資産の部に表示される項目は、株主資

図1 株主資本等変動計算書の様式（原則の様式）

	株主資本										評価・換算差額等					新株予約権	純資産合計	
	資本剰余金					利益剰余金					自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金			評価・換算差額等合計
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益剰余金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	繰越利益剰余金	××積立金								
						××積立金	繰越利益剰余金											
前期末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額																		
新株発行	XXX	XXX		XXX								XXX						XXX
剰余金の配当					XXX		△XXX	△XXX				△XXX						△XXX
当期純利益							XXX	XXX				XXX						XXX
自己株式の処分												XXX	XXX					XXX
×××××																		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)													XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期変動額合計	XXX	XXX		XXX	XXX		XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
当期末残高	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	△XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

本等変動計算書では、前期末残高、当期変動額および当期末残高に区分して表示されている。このうち株主資本に属する項目の当期変動額については変動事由別に金額表示され（株主資本等変動計算書会計基準第6項）、株主資本以外の項目の当期変動額については純額で表示することとされている（株主資本等変動計算書会計基準第8項）<sup>3</sup>。このような表示の区別が設けられたのは、「株主資本とそれ以外の項目とでは一会計期間における変動事由ごとの金額に関する情報の有用性が異なること、及び株主資本以外の各項目を変動事由ごとに表示することに対する事務負担の増大などを考慮」したからである（株主資本等変動計算書会計基準第21項）。

なお、株主資本変動計算書の具体的な様式は、図1に示したような純資産の各項目を横に並べる様式が原則とされているが、縦に並べる様式もある<sup>4</sup>。

## 2 資産負債アプローチの損益計算構造

既に述べたように、FASB（1985）は、財務諸表の連携を、貸借対照表と損益計算書の関係だけに限定して理解していない。この点については、FASB（1976）でも次のように述べている。

「財政状態変動表は財政状態表と関連しており、またそれに基礎をおいているが、それは財政状態表の情報とは異なる情報を提供している。いくつかの財政状態変動表がよく知られており、そこには、利益報告書、留保利益報告書、株主持分または所有者持分（資本）におけるその他の変動に関する報告書、資金調達運用表（ないし現金調達運用表）が含まれている。これらはすべて、財政状態表によって統合される1組の連携した財務諸表を構成して

---

3 ただし、株主資本以外の項目の変動事由について、株主資本に属する項目のそれと同じように表示することも可能である（株主資本等変動計算書会計基準第8項ただし書き）。

4 株主資本等変動計算書に関する解説としては、大橋（2008）や市原（2008）を参考にしてほしい。

いるが、それぞれの報告書は当該財政状態の異なる側面を表しているのである。」(par.85)

ここで財政状態表とは、貸借対照表のことである。また、財政状態変動表の種類としていくつかの例があげられているが、損益計算書(利益報告書)を含めてこれらが同列に位置づけられていることが分かる。換言すると、貸借対照表を中心として、そこで生じる変動を表すものが同列に扱われているのである。つまり、財務諸表の連携は、貸借対照表と損益計算書だけの問題ではないのである。

日本において、株主資本等変動計算書を含めた財務諸表の連携について述べた研究としては氏原(2009)がある。氏原(2009)では、包括利益が資産負債アプローチ、純利益が収益費用アプローチに基づいているとした上で、このことが貸借対照表と損益計算書とを非連携関係に陥らせているという認識に基づいて、両者を連携関係にするものとして株主持分変動計算書が導入されたと述べている(p.130)。また、貸借対照表の純資産の部では当期純利益が非表示であるのに対して、損益計算書では当期純利益が表示されている。株主資本等変動計算書で当期純利益が表示されていることをもって、貸借対照表と損益計算書との連携を確認することができるというものである(p.128)<sup>5</sup>。

氏原(2009)は、株主資本等変動計算書を貸借対照表と損益計算書との橋渡しをする性格を持ったものとして、財務諸表の連携関係の中での位置づけを明らかにしたものだといえるだろう。これに対して、本稿は、資産負債アプローチと収益費用アプローチの相違がもたらす財務諸表の非連携を解消するという考えではなく、資産負債アプローチの損益計算構造の技術的側面を基礎としながら、株主資本等変動計算書が貸借対照表と連携可能となる根拠を

---

5 松尾(2007)でも、株主資本等変動計算書が、当期末の貸借対照表と当期の損益計算書とを連携させるものとして位置づけているが、それは、当期純利益が利益剰余金の変動事由として、当期末利益剰余金を形成していることを根拠としている(pp.52-54)。

考えるものである。

石山（2008）では、利益勘定に限定して、貸借対照表の純資産の部における利益の累積値としての利益剰余金が損益計算書と株主資本等変動計算書によって導出されている点に着目して、簿記の観点からこれらの連携（石山（2008）では「連絡」と表現されている）を検討している（p.57）。そして、石山（2008）は主要財務諸表の要件を、集合勘定の裏付けに求めた場合、繰越利益剰余金勘定は株主資本等変動計算書の中の「その他利益剰余金」の一項目である「繰越利益剰余金」の増減だけを示したものにすぎず、この結果、株主資本等変動計算書は主要財務諸表としての要件を具備していないと結論づけている（p.67）。

石山（2008）は、損益計算を中心に株主資本等変動計算書を簿記的に明らかにしている。これに対して本稿は、後述するように、資産負債アプローチの損益計算構造を踏まえて、純資産全体の変動の原因を説明するものとして考えている点で相違している<sup>6</sup>。

損益計算の核となる利益観については、資産負債アプローチと収益費用アプローチという二つがある。現在のところ、日本の会計基準に関する利益観について、資産負債アプローチを採用しているとはASBJは明言していない。しかし、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）やアメリカの会計基準書（Statements of Financial Accounting Standards）等の根底には資産負債アプローチが採用されているといわれる。このことが、本稿で、資産負債アプローチを基礎においた理由である。

岡田（2003）では、資産負債アプローチに基づく損益計算構造の技術的側面を、図2に示す関係として明らかにした。すなわち、まず貸借対照表で純

---

6 ただし本稿は、単に資産負債アプローチの損益計算構造の視点から、株主資本等変動計算書と貸借対照表との連携の可能性を検討したものにとどまっている。この点で、石山（2008）に示されているような残高勘定を含めた勘定連絡図までの検討には至っていない。



資産の純増減に基づいて損益が計算され、次にその損益が費用・収益と合わせて損益計算書に振替えられ、そこで損益の発生原因が説明される関係になっているのである。資産負債アプローチでは、収益と費用とは、損益を定義するものではなく、純資産の純増減をもたらした原因を説明するものと考えられているからである（pp.112-114）。

図2 資産負債アプローチの技術的側面

貸借対照表			
資産 a	40	負債 a	80
資産 b	60	資本	10
		利益	10

損益計算書			
	利益	10	資産 a 増原因 100
	資産 a 減原因	70	資産 b 増原因 80
	資産 b 減原因	40	負債 a 減原因 30
	負債 a 増原因	90	

（出所：岡田（2003）p.115）

しかし、図2で示す貸借対照表と損益計算書の技術的な関係の中に、株主資本等変動計算書を位置づけることも困難である。言うまでも無く、この関係はあくまでも損益計算を中心としているからである。

だが、図2に示す関係は貸借対照表における純資産の変動のうちの利益とされる一部分の原因を損益計算書が説明したものとして捉えることができる。そして、既に述べたように、株主資本等変動計算書もまた、純資産（主として株主資本）の変動事由を表示するものとされている（株主資本等変動計算書会計基準第1項）。貸借対照表項目の変動の原因（事由）を説明する点で、株主資本等変動計算書は損益計算書は同じ性格といえるのである。そこで、貸借対照表と株主資本等変動計算書との連携を考えるにあたり、純資産の変動事由が技術的損益計算構造の中のどこに見られるかを、次節で検討

することにしたい。

### 3 純資産変動原因としての株主資本等変動計算書の位置づけ

図2に示した技術的な計算構造が成立する根拠を、簿記における二面的な記録という点から考えると、一方で純資産を構成する資産や負債そのものの増減変動を記録するとともに、他方でその原因を記録しなければならないことが分かる。この関係を、仕訳で示すと図3のようになる<sup>7</sup>。

図3 資産負債アプローチの仕訳

(借) 資産の増加	/	(貸) 資産増加原因
(借) 資産減少原因	/	(貸) 資産の減少
(借) 負債増加原因	/	(貸) 負債の増加
(借) 負債の減少	/	(貸) 負債減少原因

図2で表示したように、貸借対照表で計算される利益は、純資産の純増減を内容としたものである。純資産は資産と負債との差額概念である。純資産の増減変化を把握するためには、個々の資産や負債の増減変化の把握が必要となるが、一つの取引を2回記入するという意味での複記を前提とすれば、図3のように、資産や負債の増減変化の認識とあわせてそれを引き起こした原因が認識されることになる。

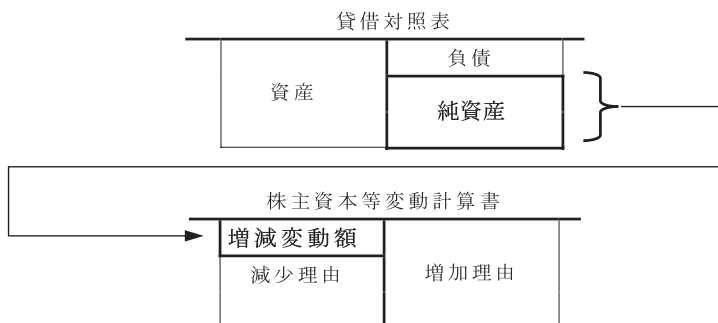
これら純資産の増減を引き起こした原因は、損益に関する原因（収益と費用）と損益以外の資本の増減に関する原因（出資者による投資と出資者への分配）とに分けることが可能である。損益に関する原因を表す収益と費用お

7 たとえ現金仕入のような等価交換であっても、現金の減少と商品の増加のそれぞれについて、それらを引き起こした原因を考えることができるであろう。しかし、この取引は結果的に純資産の純増減を引き起こさない、すなわち利益を生み出さないの、原因を記録する必要が無いものと考えられる。

よびそれ以外の資本の増減に関する原因を表す出資者による投資や出資者への分配は、純資産の増減の原因を表示しているという点では同質なのである<sup>8</sup>。

このことが、「株主資本等変動計算書」が導出される計算構造上の技術的側面に基づく理由といえるだろう。資産や負債の増減を引き起こした原因のうち、損益の原因を説明するためにそれに関する原因（収益や費用）だけを集めて作成したのが損益計算書である<sup>9</sup>。同様に、利益を含む純資産の増減の原因（収益、費用、出資者による投資、出資者への分配）を集めて、純資産の増減変化が生じた理由を説明する計算書を作成することも可能となるのである。この増減額をその原因を表す項目とあわせて振替えて作成したものが、株主資本等変動計算書の原型であるといえるだろう。図4は、この関係を表示したものである。

図4 資産負債アプローチにおける貸借対照表と株主資本等変動計算書との関係



(出所：筆者作成)

8 このことは FASB (1985) par. 64の図からもわかるであろう。

9 岡田(2003)等で述べたように、収益や費用とされる項目のすべてが損益計算書に計上されるわけではない。貸借対照表で算定された利益のうち、どの原因を損益計算書で説明するかは選択できるからである。したがって収益や費用項目であっても損益計算書に計上されなかったものは貸借対照表に計上されざるを得ない。このことが、「その他包括利益」を計上可能とする技術的根拠といえるだろう。ただこのことは、「その他包括利益」を計上しなければならないということの意味するものではない。

株主資本等変動計算書会計基準では、当期末の残高の表示まで求められているが、基本的には期中変動額（フロー）を中心とする計算書であると考えられる。

ところで、株主資本等変動計算書会計基準第20項では、株主資本等変動計算書に記載すべき項目の範囲として、純資産の部のすべての項目を対象とする考え方と純資産の部の中の株主資本項目だけを対象とする考えの二つを示している。このような種類が生じるのは、図4に示した関係では、純資産の増減原因を説明する範囲を選択することが可能となっているからである。つまり、もし図4に示す関係が株主資本等変動計算書の根底にあるとするなら、純資産の増減変化の原因を説明するときに、その原因のすべてを説明する必然性は、この関係からは導かれないと考えられるからである。

損益の原因は損益計算書で説明し、それ以外の純資産の増減原因だけを株主資本等変動計算書で説明するというように役割分担することも可能である。これとは別に、極論であろうが、収益や費用も含めて純資産の変動原因をすべて株主資本等変動計算書の作成に利用すれば、この計算書は、損益計算書の機能を併せもったものといえるであろう。これらの中間として、貸借対照表で計算された損益額についての発生原因は損益計算書において説明し、株主資本等変動計算書では、純資産の変動を説明する原因の一つとして損益額だけを利用することも可能であるといえるだろう。

## むすび

本稿では、株主資本等変動計算書と貸借対照表との連携を資産負債アプローチの観点から検討した。資産と負債を損益計算の対象とする資産負債アプローチの下で、簿記的な二面的認識を前提とすると、資産負債の変動を直接的に捉えるのと同時に、その変動の原因を捉えることが必要となる。この原因には、いわゆる収益・費用項目と並んで、出資者からの投資や出資者へ

の分配という項目も含まれている。貸借対照表で損益計算をし、その損益の原因を損益計算書で説明するのと同様に、貸借対照表で純資産（の増減）を計算し、損益を含めた純資産の変動の原因を株主資本等変動計算書で説明する関係が、貸借対照表と株主資本等変動計算書との連携の技術的な側面ということになるであろう。

ところでこのように考えると、資産や負債の増減変化の原因を表す勘定を、収益・費用と出資者による投資・出資者への分配とに分ける基準が問題になってくる。その基準をどこに引くか、すなわち損益計算書に計上する項目と貸借対照表の純資産の部に計上する項目とを区分する境界をどこに引くかという点について柔軟性があるというのが資産負債アプローチの技術的な計算構造が持っている特徴ではないかと考えられるのである。

#### 参 考 文 献

- Financial Accounting Standards Board (FASB)(1976), *FASB Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB. (津守常弘 監訳 『FASB 財務会計の概念フレームワーク』, 中央経済社, 1997年)
- Financial Accounting Standards Board (FASB)(1985), *Statement of Financial Accounting Concepts No.6: Elements of Financial Statements*, FASB. (平松一夫・広瀬義州 監訳 『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』, 中央経済社, 2002年)
- 石山宏 (2008) 「株主資本等変動計算書に関する簿記上の視点 - 利益勘定と財務諸表の関係を中心として - 」 『産業経理』 第67巻第4号, pp.57-70
- 市原順二 (2008) 「株主資本等変動計算書の役割」, 『年報経営分析研究』(日本経営分析学会), 第24巻, pp.17-24
- 氏原茂樹 (2009) 「純資産の部と株主資本等変動計算書に関する考察」, 『年報財務管理研究』(日本財務管理学会), 第20巻, pp.127-131
- 大橋裕子 (2008) 「株主資本等変動計算書に関する会計基準及び適用指針」, 財務会計基準機構監修 『企業会計基準完全解説』 第1章所収, 税務経理協会
- 岡田裕正 (2003) 「資産負債アプローチの計算構造」 『経済学研究』(九州大学), 第69巻第3・4合併号
- 岡田裕正 (2003a) 「資産負債アプローチにおける財務諸表の連携」 『産業経理』 第63巻第2号, pp.61-69
- 松尾隼正 (2007) 「株主資本等変動計算書」, 『関西大学商学論集』, 第52巻第1・2号合併号, pp.47-58
- (付記: 本稿は科学研究費補助金(基盤(C))による研究成果の一部である。)